

# 小作争議調査表

No. 2

昭和十一年一月報番號第一號

(昭和十一年一月分)

場 所	場 所	地 主 關 係 團 體	原 因	事 項 要 求	經 過
浮羽郡 津幸村大字 朝田一用	發生 昭和十一年一月三日 總 昭和十一年一月十四日	地主 矢野 虎三郎 小作人 牛島 喜次郎 以下六人	小作人 關係地 種類面積 田三丁 歩	小作料三割乃至七割 減額要求	小作人、地主双方の見解異なり、争議甚も激化せしむ。故向ありを以て、より所轄若井署に在りては之を調停し、出し致回調停せしむる。結果たは條件を解決せし。

財團 協調會 福岡出張所

備 考	結 果
	<p>一 地主は昭和八年度より小作料を一割減らすこと。但し今年度の額半は一俵八月三匁の全額とすること。</p> <p>一 昭和九年一度は早稲を認め別に三俵減額すること。</p> <p>一 小作人は前記額未と本月十五日迄に納入すること。</p>